

写

令和元年12月20日

御嵩町長 渡邊 公夫 様

御嵩町特別職報酬等審議会
会 長 小 栗 正 利

特別職報酬等の額について(答申)

令和元年10月25日付御企人第54号にて当審議会に諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申内容

御嵩町議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額は、
現行の額を据え置くことが適当である。

2. 主な理由

別紙のとおり

写

(別紙)

特別職報酬等の額について(答申)

主な理由

本町においては、新庁舎移転事業等の大規模な事業を控え緊縮的な財政運営を行っている中、特別職の報酬等を引き上げる事は住民の理解を得にくい。

このことを踏まえた上で、近隣市町村の人口規模、財政力、議員定数、報酬等の額などの比較検討及び一般職の公務員の給与改定の状況並びに町議会議員、町長、副町長及び教育長が住民の付託に応える職責等について慎重に審議した結果、今回の答申内容に至ったものである。

ただし、今回は据え置くことが適当としたが、特別職報酬等の額が平成15年以降、長年にわたり改正されていないため、特別職の職責等を考慮し、しかるべき時期には引き上げの検討をしていく。